

## Web サイト作成および維持管理 業務委託契約書

制作依頼者（以下「甲」という）は、Web96design! 代表者 黒田誠一郎（以下「乙」という）に対し、甲の Web サイトの作成と管理維持する業務における委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第 1 条（委託業務）

甲が乙に対し委託する本業務は、甲の Web サイトの作成と管理維持する業務とする。

### 第 2 条（委託期間）

この契約は有効期間を Web サイト開設から 1 年とし、甲又は乙の申し出がないときは自動的に 1 年間更新され以後同様とする。

### 第 3 条（委託料とその支払い）

甲が乙に対し業務委託料として月額 5,000 円（別途消費税）を支払うものとする。その支払いは乙が Web サイトを制作しインターネット上に Web サイトを公開した月から当月分を毎月 5 日迄に乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

ただし乙が業務の遂行のために協議の上その他の費用を要した場合には、甲がこれを負担するものとする。また月額も甲乙の協議により業務委託料は変更する場合もある。

### 第 4 条（制作物の知的所有権）

本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

### 第 5 条（秘密保持）

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

### 第 6 条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

### 第 7 条（解約）

1 年契約ではあるが甲が乙に対し解約をする場合は、前月までに申し出る事により解約する事ができる。ただし新規契約の場合の 6 ヶ月以内の解約は 6 ヶ月分の管理費を支払うものとする。

### 第 8 条（契約解除および責任制限）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は直ちに本契約を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。ただし乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては一切責任を負わない。

### 第 9 条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通作成し、各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。